

暴力団排除事業助成応募要項

公益財団法人 日工組社会安全研究財団

公益財団法人 日工組社会安全研究財団（以下「当財団」という。）は、公共の安全と秩序の維持に寄与することを目的とする財団であり、各種の事業を展開しています。

我が国の治安にとって大きな問題である暴力団の排除についても、警察庁・全国暴力追放運動推進センター等と連携して活動していますが、より直接的な暴力団排除事業として、地域の住民団体等による暴力団事務所の進出阻止・撤去活動に対する助成事業を行っています。

助成対象事業の募集の詳細は、下記のとおりです。

記

1 応募期間

通年

2 助成対象事業

助成金交付の対象となる暴力団排除事業（以下「暴排事業」という。）は、次の2事業です。

一の団体が、(1)と(2)の両事業について同時に応募することを認めています。

(1) 暴排活動事業

暴力団事務所の進出阻止・撤去に向けた各種活動

(2) 暴排訴訟事業

暴力団事務所の進出阻止・撤去を求める訴訟活動

3 助成対象団体

(1) 暴排事業の活動実績を有する市町村における地域の住民で構成された団体（以下「助成対象団体」という。）とします。

(2) 助成対象団体は、次の要件を満たさなければなりません。

ア 団体としての意思を決定し、執行する能力を有すること。

イ 団体を代表する者についての定めがあること。

ウ 団体としての適正な経理機能を有していること。

4 助成金の上限額

助成対象事業の助成金の上限額は、次のとおりです。

選考において、申請額を減額して助成の決定をする場合があります。

- (1) 暴排活動事業：100万円
- (2) 暴排訴訟事業：100万円

5 助成対象事業の実施期間

助成対象事業の実施期間は、次のとおりです。

- (1) 暴排活動事業：助成金交付後1年間
- (2) 暴排訴訟事業：助成金交付後1年間

6 助成申請に必要な要件

助成を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、申請時に次の要件を備えることが必要です。

- (1) 申請団体が所在する都道府県の暴力追放運動推進センターの推薦があること。
- (2) 暴排活動事業にあつては、申請時まで暴排活動事業を行っていること。
- (3) 暴排訴訟事業にあつては、弁護士と訴訟行為を依頼する契約を締結していること。

7 助成申請に必要な書類

- (1) 助成申請に必要な書類は、「暴力団排除事業助成申請書」のほか、次の資料等があれば、当財団に提出してください。

ア 団体の概要が分かるもの

規約、役員・会員名簿、直近の総会や役員会等の議事録の写しなど

イ 団体の活動状況が分かるもの

報道記事・写真、会報誌など

ウ 団体の財務状況が分かるもの

収支報告書など

エ 見積書（暴排活動事業に関してのみ必要なものです。）

単価が3万円以上の費用については、必ず見積書を提出してください。

（カタログのコピー、インターネット検索のコピーでも可とします。）

- (2) 申請書類の返却はしません。書類等はすべてコピー（写し）を取り、必ず手元に保存してください。

8 助成金交付の条件

- (1) 助成対象となった団体は、当財団と「暴力団排除事業助成に関する覚書」を取り交わし、これに基づいた暴排事業を実施してください。
- (2) 助成金額は、申請額を査定した金額となることを承知してください。
- (3) 暴排事業を終結又は中止した場合において前記6(1)の都道府県暴力追放運動推進センターが希望するときは、当財団の助成により購入した備品等を同センターに寄附をしてください。

9 助成決定の手続き

- (1) 当財団は、「暴力団排除事業助成申請書」の受理後、所定の審査を経て決定します。
- (2) 当財団は、審査過程において必要な事項についての聴取を申請団体に対して行うことがあります。

10 助成金交付の通知及び助成金の交付

- (1) 助成金を交付することが内定した申請団体に対し、「暴力団排除事業助成申請に対する助成金交付の内示」通知書を、採択されない申請団体には「不採択通知書」を郵送等にて送付します。
- (2) 審査途中における採否に関する問い合わせには応じません。
- (3) 助成金は、当財団が申請団体との間において「暴力団排除事業助成に関する覚書」を締結した後、申請団体が指定する金融機関の口座に振り込みます。

11 報告と精算

(1) 活動の定時報告

暴排事業の活動内容を「活動経過報告書」により当財団へ定時報告をしてください。

(2) 事業完了報告

ア 事業完了報告及び助成金の精算を暴排事業の終結日又は実施期間終了日から30日以内に、「助成事業実績報告書」により行ってください。

イ 助成金に残金が生じたときは、暴排事業の終結日又は実施期間終了日から30日以内に当財団が指定する銀行口座に返金してください。なお、返金に伴う手数料は、助成対象団体の負担とします。

ウ 助成金の使途が、「暴力団排除事業助成申請書」や「暴力団排除事業助成に関する覚書」の内容と相違していると当財団が判断した場合は、助成金の一部又は全額を当財団に返還していただきます。

12 その他応募に必要な事項

(1) 「暴力団排除事業助成申請書」の様式は、当財団のホームページからダウンロードしてください。

ホームページ：<http://www.syaanken.or.jp>

(2) 本件募集に関する質問や照会は、電子メールまたはファックスに限って受け付けます。

13 個人情報の取扱い

「暴力団排除事業助成申請書」に記載した情報は、当財団における審査及び推薦者として記載された都道府県暴力追放運動推進センターへの照会のために使用し、法令で認める場合を除き、その他には使用しません。

14 申請方法

前記7の助成申請に必要な書類を当財団事務局へ簡易書留など配達記録が残る方法により送付してください。

事務局：〒101-0047

東京都千代田区内神田1丁目7番8号大手町佐野ビル6階

公益財団法人 日工組社会安全研究財団事務局（暴排活動事業募集係）

ファックス： 03-3219-2338

電子メール：bouhansien@syaanken.or.jp

(注) 申請関係書類受領後、必要に応じて別の書類の提出依頼や電話又は訪問等による問い合わせを行う場合があります。

以上